

邑楽町告示第146号

令和元年第3回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年8月28日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 令和元年9月3日
2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（14名）

1番	島田時男	議員	2番	佐藤富代	議員
3番	小久保隆光	議員	4番	黒田重利	議員
5番	大賀孝訓	議員	6番	瀬山登	議員
7番	松島茂喜	議員	8番	塩井早苗	議員
9番	原義裕	議員	10番	松村潤	議員
11番	神谷長平	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○不応招議員（なし）

令和元年第3回邑楽町議会定例会議事日程第1号

令和元年9月3日（火曜日） 午前10時開会  
邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 1号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 4 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 5 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 同意第 2号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第 8 同意第 3号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第 9 同意第 4号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第10 同意第 5号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第11 同意第 6号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第12 同意第 7号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第13 同意第 8号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第14 同意第 9号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第15 同意第10号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第16 議案第24号 邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第25号 邑楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第26号 邑楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第27号 邑楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第28号 邑楽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第29号 邑楽町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第30号 工事請負契約の締結について  
(令和元年度公共下水道管渠築造1-1工区工事)
- 第23 議案第31号 町道の路線認定及び廃止について
- 第24 議案第32号 令和元年度邑楽町一般会計補正予算
- 第25 議案第33号 令和元年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算

- 第26 議案第34号 令和元年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第27 議案第35号 令和元年度邑楽町介護保険特別会計補正予算
- 第28 議案第36号 令和元年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算
- 第29 議案第37号 令和元年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算
- 第30 認定第 1号 平成30年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第31 認定第 2号 平成30年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第32 認定第 3号 平成30年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第33 認定第 4号 平成30年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第34 認定第 5号 平成30年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第35 認定第 6号 平成30年度邑楽町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（14名）

1番	島田時男	議員	2番	佐藤富代	議員
3番	小久保隆光	議員	4番	黒田重利	議員
5番	大賀孝訓	議員	6番	瀬山登	議員
7番	松島茂喜	議員	8番	塩井早苗	議員
9番	原義裕	議員	10番	松村潤	議員
11番	神谷長平	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
大拙一	副町長
藤江利久	教育長
関口春彦	総務課長
横山淳一	企画課長
田中敏明	税務課長
築比地昭	住民課長
田部井春彦	安全安心課長
橋本恵子	健康福祉課長
久保田裕	子ども支援課長
森戸栄一	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小林隆	商工振興課長
阿部昌弘	都市建設課長
石原光浩	会計管理者 兼会計課長
中繁正浩	学校教育課長
半田康幸	生涯学習課長
増尾榮一	監査委員

---

○職務のため議場に参加した者の職氏名

松	崎	嘉	雄	事	務	局	長
内	田	知	栄	書			記

---

◎開会及び開議の宣告

○神谷長平議長 ただいまから令和元年第3回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時03分 開議]

---

◎諸般の報告

○神谷長平議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

本日までに受理された請願・陳情は、配付の請願陳情文書表のと通りの所管の常任委員会に付託します。

次に、教育委員会教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、邑楽町教育委員会点検評価報告書の提出がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○神谷長平議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により、議長において大賀孝訓議員、瀬山登議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○神谷長平議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から13日までの11日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から13日までの11日間と決定しました。

---

◎日程第3 報告第1号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告

について

○神谷長平議長 日程第3、報告第1号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

町長から報告を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 報告第1号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により8月7日に監査委員の審査に付しまして、意見書をいただいておりますので、別紙のとおり報告申し上げます。

○神谷長平議長 報告の件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 以上で報告第1号については終わります。

---

◎日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

）

日程第6 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○神谷長平議長 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから日程第6、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの3案を関連がありますので、一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 ただいま一括上程されました諮問第1号、諮問第2号、諮問第3号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員として法務大臣から委嘱されている4名の委員のうち、3名の委員が令和元年12月末日をもって任期満了となりますので、邑楽町大字篠塚在住の青葉和明氏、邑楽町大字藤川在住の佐野桂彰氏、邑楽町大字中野在住の福島慶子氏を引き続き次期委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより3案について一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより諮問第1号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、諮問第2号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、諮問第3号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、諮問第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎日程第7 同意第2号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

）

日程第9 同意第4号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

○神谷長平議長 日程第7、同意第2号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてから日程第9、同意第4号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてまで3案を関連がありますので、一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 ただいま一括上程されました同意第2号、同意第3号、同意第4号の行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

行政不服審査会を構成する3名の委員の任期が令和元年9月30日をもって満了となりますので、太田市在住の高木祥充氏、邑楽町大字藤川在住の中村詔司氏、邑楽町大字狸塚在住の近藤雅義氏の3氏を引き続き次期委員として委嘱いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより3案について一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより同意第2号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第2号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第3号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これより同意第3号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第4号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第4号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎日程第10 同意第5号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

）

日程第12 同意第7号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

○神谷長平議長 日程第10、同意第5号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてから日程第12、同意第7号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてまでの3案を関連がありますので、一括上程します。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 ただいま一括上程されました同意第5号、同意第6号、同意第7号の情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

情報公開・個人情報保護審査会を構成する3名の委員の任期が令和元年9月30日をもって満了となりますので、太田市在住の高木祥充氏、邑楽町大字藤川在住の中村詔司氏、邑楽町大字狸塚在住の近藤雅義氏の3氏を引き続き次期委員として委嘱いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより3案について一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより同意第5号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第5号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第6号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第6号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第7号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第7号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎日程第13 同意第8号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○神谷長平議長 日程第13、同意第8号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第8号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の公平委員会委員であります呂楽町大字鶉在住の飯塚勝一氏の任期が令和元年9月15日をもって満了となりますので、同氏を引き続き次期委員として選任いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第8号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎日程第14 同意第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○神谷長平議長 日程第14、同意第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員であります邑楽町大字赤堀在住の中村紀雄氏の任期が令和元年9月21日をもって満了となりますので、同氏を引き続き次期委員として選任いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎日程第15 同意第10号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○神谷長平議長 日程第15、同意第10号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第10号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の教育委員会委員であります邑楽町大字篠塚在住の岡田真幸氏の任期が令和元年9月30日を

もって満了となりますので、同氏を引き続き次期委員として任命いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第10号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、同意第10号は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩をします。

〔午前10時26分 休憩〕

---

○神谷長平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前10時40分 再開〕

---

◎日程第16 議案第24号 邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例

○神谷長平議長 日程第16、議案第24号 邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第24号 邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

勤労青少年ホーム設置の根拠法令であった勤労青少年福祉法の廃止、町条例と利用実態の乖離等の現状を鑑み、邑楽町勤労青少年ホームを来年度から現況の利用実態に合わせて高島公民館といた

したくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第24号 呂楽町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第17 議案第25号 呂楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第17、議案第25号 呂楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第25号 呂楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

改正の内容は、放課後児童支援員認定資格研修実施の事務・権限についての規定を整備するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第25号 呂楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第18 議案第26号 呂楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第18、議案第26号 呂楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第26号 呂楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が交付されたことに伴い、家庭的保育事業における保育所等との連携など本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第26号 呂楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第19 議案第27号 呂楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第19、議案第27号 呂楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第27号 呂楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

幼児教育・保育にかかわる無償化措置の整備を目的とした子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第27号 呂楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第20 議案第28号 呂楽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部  
を改正する条例

○神谷長平議長 日程第20、議案第28号 呂楽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第28号 呂楽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本年10月1日からの消費税の引き上げ及び利用者負担の見直しに伴い、一般廃棄物の収集運搬手数料を改定する必要が生じたため、本条例の一部を改正いたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第28号 呂楽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第21 議案第29号 呂楽町公共下水道条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第21、議案第29号 邑楽町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第29号 邑楽町公共下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本年10月1日からの消費税の引き上げに伴う使用料の改定及び下水道法引用条文の条ずれを訂正する必要が生じたので、本条例の一部を改正いたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第29号 邑楽町公共下水道条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第22 議案第30号 工事請負契約の締結について（令和元年度公共下水道管渠築造1-1工区工事）

○神谷長平議長 日程第22、議案第30号 工事請負契約の締結について（令和元年度公共下水道管渠築造1-1工区工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第30号 工事請負契約の締結について（令和元年度公共下水道管渠築造1-1工区工事）について、提案理由の説明を申し上げます。

令和元年度公共下水道管渠築造 1－1 工区工事を施工するため、去る 8 月 9 日、条件付一般競争入札を執行した結果、株式会社徳川組が 5,281 万 2,000 円で落札しましたので、工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、安全安心課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 田部井安全安心課長。

〔田部井春彦安全安心課長登壇〕

○田部井春彦安全安心課長 議案第 30 号 工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

工事請負契約の内容につきましては、次のとおりでございます。工事名は、令和元年度公共下水道管渠築造 1－1 工区工事でございます。

入札方法は条件付一般競争入札で、入札日は令和元年 8 月 9 日でございます。契約金額は 5,281 万 2,000 円で、消費税 8 % 分が含まれております。契約の相手方は、邑楽町大字赤堀 1111 番地、株式会社徳川組、代表取締役又野繁でございます。

工事場所は邑楽町大字新中野地内、町道幹線 5 号線・町道 7－120 号線下でございます。

工事の目的でございますが、新中野地区の汚水処理につきましては、昭和 48 年から稼働し老朽化が進んでおります新中野下水処理場から公共下水道区域に編入し、安定的な下水処理を行うためのものでございます。

工事概要でございますが、鋼製ケーシングパイ 2,000 ミリメートルの両発進立坑 1 基、沈設立坑コンクリート製マンホールパイ 1,200 ミリメートルの発進到達立坑 1 基を築造し、小口径管推進工法で推進延長 108.1 メートル、埋設深 6 から 7 メートルにて鉄筋コンクリート管パイ 250 ミリメートルを東側方向に発進到達立坑まで推進築造し、かつ発進到達立坑から既存の公共下水道マンホールまでの 1.5 メートルの間、埋設深約 7 メートルにて小口径管推進工法で塩ビ管パイ 200 ミリメートルを推進築造し、接続させるものでございます。

なお、工期でございますが、議会の議決をいただいた日から令和 2 年 1 月 20 日までの予定でございます。よろしくお願いたします。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第30号 工事請負契約の締結について（令和元年度公共下水道管渠築造1—1工区工事）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第23 議案第31号 町道の路線認定及び廃止について

○神谷長平議長 日程第23、議案第31号 町道の路線認定及び廃止についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第31号 町道の路線認定及び廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

鶉土地区画整理事業及び道路敷地の寄付に伴う町道の路線認定及び廃止をいたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、都市建設課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 阿部都市建設課長。

〔阿部昌弘都市建設課長登壇〕

○阿部昌弘都市建設課長 ただいま町長より提案をされました議案第31号 町道の路線認定及び廃止につきまして、補足説明を申し上げます。

このたびの路線認定及び廃止につきましては、邑楽町町道の認定及び廃止に関する要綱第3条並びに第6条の認定及び廃止の基準を満たしていることから、認定調書及び廃止調書のとおり2路線を認定し、6路線を廃止いたしたく道路法第8条第2項に基づきご提案するものでございます。決定をいただきますと、認定路線数が1,500路線、総延長では47万3,467.1メートルになる予定でございます。よろしく願いをいたします。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第31号 町道の路線認定及び廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

〔午前11時01分 休憩〕

---

○神谷長平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時15分 再開〕

---

◎日程第24 議案第32号 令和元年度邑楽町一般会計補正予算

○神谷長平議長 日程第24、議案第32号 令和元年度邑楽町一般会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第32号 令和元年度邑楽町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億31万2,000円を追加し、予算の総額を84億8,897万2,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、地方譲与税104万円、地方特例交付金2,649万1,000円、地方交付税9,181万8,000円、国庫支出金120万5,000円、県支出金1,797万5,000円、繰入金184万5,000円及び繰越金3億3,278万6,000円等の増額と、分担金及び負担金1,617万5,000円、使用料及び手数料375万6,000円及び町債5,230万円等の減額であります。

歳出の主なものは、総務費3億7,247万7,000円、民生費1,158万7,000円、衛生費293万3,000円、農林水産業費410万8,000円、商工費217万6,000円及び教育費3,213万9,000円等の増額と土木費2,272万8,000円及び公債費243万7,000円の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 ページ数ですと、11、12ページにかかわりますが、12款2項負担金の3節、12ページですけれども、児童福祉費負担金、この部分ですが、全員協議会の中でも伺いましたが、

10月1日からの幼児教育・保育無償化に伴って、この数字が減額になっているということなのですが、それに関連して給食費の部分も限定をされるのでしょうか、邑楽町が近隣の市町に先駆けて給食費の部分も無償化をするということで説明がありました。その件で公費負担ということになるわけですから、その公費負担の額、推定されるその額をまずは課長のほうにお伺いをしたいと思います。

○神谷長平議長 久保田子ども支援課長。

○久保田 裕子ども支援課長 給食のほうの無償ということで、3歳から5歳の子供たちが該当してくるわけですが、給食費を無償化した場合に町の負担として考えられる、給食費分として考えられるものが総額で約2,700万円ぐらい負担はあるであろうというところがございます。ただ、国のほうでも給食費といいますか、その分の基準がございます、免除規定がございます。そちらに係る分については国の補助を見込めるとおられますので、そちらの分が約400万円ぐらいではないのかというふうな推測をしております、差し引きますと2,300万円が給食費、無償化した場合に町の負担になるのではないかと考えております。

以上です。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 2,300万円という、これ毎年毎年かかっていく金額になろうかと思います。私が全員協議会でもちらっとお話をしましたけれども、6月議会のときに私一般質問で給食費に関連した質問させていただきました。今後消費税の関係もありますので、また賄い材料費の高騰等がある中で今後給食費の額をどうしていくのだと、どういう方向性で考えているのかという質問をさせていただきました。教育長、町長、両方から答弁をいただいたわけですが、その中で町長はこうおっしゃっていました。「値下げということはまずないと思いますので、値上げをするかどうかということについては、十分邑楽町学校給食センター運営委員会や仕入れの問題等ありますので、研究する中で慎重に対応したい」と、こうおっしゃっていました。それが6月18日の時点です。今回の法改正が決定されたのはたしか昨年12月28日に閣議決定されているので、相当期間的にはたっているということです。6月18日の時点では全くこの無償化の話は一切出されておられません。急遽なぜこういう決断に至ったのか、またその決断に至るまでに当然教育委員会との協議はされているものというふうに思います。幼稚園の分かかりますので、当然教育委員会とも話をされていると思いますし、ただ残念なのは私ども議会にはそういった提示がなく、今回急遽という形になりました。なぜこういった経過をたどったのか、その点についてまず町長に確認したいと思います。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 今課長のほうから給食費の負担予想額が示されましたけれども、これは無償化に伴うところの数字、補助金として歳入が見込める金額ということ踏まえてその給食費の無償化については考慮したという考え方であります。なぜそういった措置を行ったのかということについては、

今少子化の問題が言われておりますけれども、子ども・子育ての支援、その環境を充実させるということも大切なことでもありますので、3歳から5歳までということの限定ではありますけれども、その無償化について国から助成される範囲内で検討し、そのような形で考えていきたいというものであります。これは幼稚園の問題等も当然あるわけではありますが、これについてもやはり保育園との公平性ということを考えて上での判断でそのような状況で行っていきたいという考え方でございます。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 私が伺いしたいのは教育委員会との協議もされたのでしょうか。その部分についても全然触れられていませんでしたけれども、まだ教育委員会の議事録、7月分公開されておりませんのでわからないのですけれども、恐らく町長のことだからされたと思うのです。単独で決めたということではないと思うのですけれども、その辺については後でお答えをいただきたいと思います。

3問しか質問できません。次、最後の質問になりますけれども、最後の質問は真摯に答えていただきたいと思っておりますけれども、よろしいですか。今町長の答弁の中で子育て環境の整備という観点から考えれば、今回のその給食費の無償化までやろうという決断をしたというお話でした。私も全員協議会の中でその部分についてお話をした経過がありますが、あえてここ本会議場ですので、記録に残りますから、私のほうからもう一度申し上げますけれども、先ほど課長のほうから数字出されました2,300万円ほどの公費負担、この部分をどこに、子育て環境の整備といってもどこにやはり充てることで一番それが有効的に使われるかということから考えれば、保育士の不足、これに伴って当町におきましても派遣業者を通じ、保育士を募っているという状況です。しかし、この補正予算書見た中でも減額補正になっています。ということは、派遣業者を通してもお不足している部分がある。その原因は何かということを考えれば、やはり低賃金であるということ、それからいろいろと環境整備も賃金のほかにもあるでしょうし、保育士自身が働きやすい環境であるということが条件となっているわけです。その条件を十二分に満たしていれば、保育士不足というのは間違いなく解消されていくのです。しかし、現状においては、それがまず解消されていないということ。今回の法改正に伴って、保育料が無償化になれば今まで以上に保育園に預ける保護者もふえると見込まれます。しかし、その方々がふえても保育士が不足していたのではそもそも受け入れができません。まず、環境整備で行わなくてはならないのは給食費を無償化することよりも先にそちらを整備していただくと、そういった考え方を持つのが私は当然だというふうに考えております。そこは、それぞれもちろんいろいろな考え方はあるのかもしれませんが、当然給食費まで無償化になると非常にこれインパクトが強い、保護者にもこれ経済的なことに直接かかわってきますから、当然喜ばれる、そういった思惑もあるのかなと思うのですが、それだけではなくて、逆に今回の保育料無償化、国が無償化することで逆に懸念を抱いている保護者も中にはいらっしゃるという

ことです。かなり環境的には、先ほど私が申し上げたように受け入れの人数についても今まで以上にふえていく可能性もあるだろうということです。それから、やはり自分の子供に対して、教育をするためにお金をかけることで、親は親として子供に対しての愛情をしっかりと表現できたり、また子供たちにとってもそれが親御さんにとって幼稚園、保育園ではまだ小さいですけれども、例えば給食費で考えれば、自分のご飯を一生懸命親御さんが働いて得た賃金の中から私たちが食べさせてもらっているのだと、くれているのだと、そういった意識づけをさせることでも、それも教育の一環だと考える方もいます。さまざまな考え方ありますが、今私が申し上げたような環境整備、子育て環境の整備をするということが必ず給食費の無償化だけがそういったことで進められていくとは限りませんので、その点は十分町長もお考えになった上での今回の決断ということになるかどうかと思いますけれども、その点についての考え方をお示しいただきたいと思います。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えします。

まず最初に、給食費の値上げについてどう考えているかということについて漏れてしまいましたけれども、これについては当然給食の部会でいろいろ検討をしていただく中で値上げ、あるいは現状維持かということは判断をしていただくようお願いをしているところでもありまして、その開催についてされたかどうかということ、まだ承知はしておりませんが、そういった経過でその給食の値上げ等については十分慎重に考えていきたいと、このようにお答えしたいと思います。

それから、いわゆる無償化に伴う中で保育士の問題ですけれども、現段階でも保育士については当然措置する、園児に対して保育士の充当というのはできているわけでもあります。しかし今議員が指摘されましたようになかなか保育士の雇用が進まないということについては、保育士等のいわゆる賃金の低さということも大きく影響しているのではないかというご質問ですけれども、確かにその部分はあると思いますし、国のほうもそれについては十分そういうことがないように反映をしていくということも考えておりますが、それは国の考え方でもあります。私もそうしていただきたいと思っておりますが、町の状況で考えますと、昨年、地方公務員法の改正がありまして、会計年度任用職員の部分があるわけですが、これについてはそういった臨時職員でお世話になっている方についても、賃金ということから給与というような形に名称も変わるようでもありますし、その中では今雇用されている、月額幾らということになっておりますが、当然賞与と申しますか、そういったこともその中では見込めるということになっております。来年4月からの保育士のみならずほかでお世話になっている臨時職員の方にもそういった会計年度任用職員としてのいわゆる給与の是正ということも考えていくということになっておりますので、それを考えれば若干の年間所得ということもふえていくということになります。これはまた皆さん方にそういった給与体系についてもお示しをしなければなりませんけれども、そういった状況を踏まえて、できるだけ保育士、あるいは介護職員の方が安心して仕事につけるような環境はやはり整えていかなければならないというこ

とは十分承知しておりますので、今後担当とも十分検討していく中でそういった問題が解消できるように努力していきたいと、このように思います。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 町長のほうから今地方公務員法の関係について法改正があるということで、来年4月から施行ということになるのでしょうか。臨時職員の部分も給料体系のところは改正されると私も聞いておりますが、それはあくまでも全国的に行われるわけで、邑楽町だけがその対象になるわけではありません。ですから、仮に町長がおっしゃるように保育士の賃金が底上げになったとしてもそれは全国一律なのです。邑楽町だけが上がるわけではないのです。ですから、邑楽町の町立保育園で働いてくださればこれだけの賃金がやはり得られるのですよ、環境についても十分働きやすい職場になっていますよと、そういうことであれば保育士集まってくると思います。しかし、全国的に一律である以上みんな条件が同じになるわけですから、その辺は給料形態が変わったとしてもさほど保育士が不足している状況は私は変わらないのではないのかなと思います。

これからの取り組みになろうかと思うのですけれども、私も勉強不足ではつきりとは申し上げられないのですが、ただ今奨学金を得て、例えば保育士の学校に通っている方々のその奨学金を町の保育所に勤めていただければ、その部分を一部補填しましょうと、そういったことを企業なんかでは取り組んでいるところが今出てきています。そういった制度がもし適用できるのであれば、もう学生時代のときから保育士が、言葉悪いですがけれども、しっかりとその辺は邑楽町の保育園にぜひお願いしたいということでもう手をつけておくとか、そういう言い方が適切かどうかわかりませんが、そういう状況づくりも一つの方法かなと思います。いずれにいたしましても2,300万円という金額です。今現在、臨時職員も全て含めると保育士は約120名ほどいると聞いております、邑楽町。単純に計算しますと、年間1人当たり20万円ぐらいの給与の底上げという形、割り振ればなるということです。結構な金額だと思いますし、それに合わせてしっかり何はともあれ子供の子育て環境がさらに充実されるように努力されることを期待しています。

以上です。

○神谷長平議長 ほかに質疑ありませんか。

大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 ただいまの件について関連したことになると思いますが、今の町長のお答えの中では、来年度における任用制度、それに伴っていわゆる今までの非正規職員で働いている人たちが正規職員として採用されると。もちろん国ではそういうふうに言っていますけれども、果たしてこれがそのとおりやるかどうかというのは、私はちょっと眉唾に考えているのです。その一つの大きな要因としてはどうかというと、その財政措置というのは国は全く今何も示しておりません。それをどこから持ってくるかということになりますと、要するに来月から10%に消費税を上げると。もちろんそういうことも充てるということを考えているのだと思うのですが、その辺が明確

でないのです。だから、その辺を今町長はもう国がそういうふうにやってくるのだからということのように私は受け取りましたけれども、果たしてそれが本当にそうなのかどうか。そういうふうにしていただければ私はこれ大変ありがたい話なのですけれども、ではその間どうするのかと。もちろん私、決算審議の中でも質問していきたいと思うのですけれども、この補正予算の中においても、これは連綿としてこういう、いわゆる人材派遣に頼るといことがずっとこういうふうに行われてきているわけです。だから、その間だけでもいろいろそれに対する、例えば具体的に言えば一般の正規職員に支給されている交通費とか、そういう問題についても非正規職員の人たちは何にもないわけです。せめてそういう点だけでも改善する道は今までもあったのではないかというふうに思うのです。そういうことも含めて考えれば、満額そういうふうにするというのではなくても、それに対する努力といいますか、そういうものが今までも私は必要だったのではないかというふうに思うのです。ですから、9月、決算議会ですから、来年度4月の、当初予算に向けて概算的なものというのはもうそろそろ皆さん考えておられるかと思うのですが、それに向けての大事な決算議会というふうに私も認識しておりますけれども、そういう点では今の町長の答弁は何か国のそういったこれからやってくれるであろうというふうに何か100%頼っているのかなというふうに思うのですが、その辺の不安というか、私が考えている不安とか心配というのは町長はありますか。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 これは、この会計年度任用職員の問題については、国が地方公務員法を改正したということが前提にあるわけでもありますので、それが国のほうからその助成があるかないかということについて、依然として今町のほうでも正規職員についての雇用をしておりますけれども、いわゆる人事院勧告制度、これもありますが、そういったことを踏まえた中で雇用している自治体が責任を持ってやっていくということはそのとおりだと私は思っておりますし、過去にもそういった形で実施してきたという考え方でありますので、これは国のほうでそういった法律が施行されて、そしてそういった制度として来年の4月から動くということになれば、町の責任において実施していくということは、これは国に依存するということもありますけれども、まずは町の責任において行っていくということは必要だというふうに思っておりますし、またそういうふうな形で進めていきたいと思えます。

○神谷長平議長 大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 国に頼るとい、そう国も言っているわけですから、それはそれで結構だと思のですが、やはり今松島議員も言われたように、自主的に邑楽町として子育て支援という立場からすれば、邑楽町として独自にやっていく、そういう施策というものは今までもそうなのですが、もっと大胆な施策をやってこなかったというふうに私思います。その裏づけとなるその財源はどうかという点は、先ほども言われましたけれども、この補正予算の中でも約3億円から成る財政調整基金の繰り入れをするというふうになっているわけです。そうすると、この間の全員協議会

の中でも話がありましたように、平成30年度末で現在の保有高が21億円ですか、20億3,000万円ぐらいあるというのが財政調整基金の今の保有高としてあるわけです。同僚議員からも、私も前にも町長に質問しましたけれども、町長の考え方として、今の呂楽町の財政状況の中で、財政調整基金どのくらいあればいいかという点については、町長みずからが16億円程度ということは何回か言われております。そういう点からするならば、やっぱりそういうものを財政調整基金をもう少し有効的に、全部使えと言っているのではない、その一部をやっぱり取り崩して、そういう今喫緊の問題について補填をしていく、そういう施策が私は必要なのではないかというふうに思います。その点についていかがでしょうか。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 安定した、いわゆる健全な財政運営をしていくということは私どもに与えられた大きな仕事だというふうに私理解しております。そういう中でそれぞれの住民の皆さんへのサービス、いわゆる施策を行っているところでもありまして、大きく大胆な施策ということは実行はできない部分もありますけれども、私は前にもお答えしたかと思いますが、他の市町に決して劣ることのないような住民の皆さんへのサービスが提供できているのではないかというふうに思っております。一つには今議論になっておりますけれども、この無償化に伴うところの3歳から5歳の給食費の問題等についても、これは先ほど申し上げたような考え方から何とかお願いすると、実施をしていきたいということ、これもやはり健全財政を十分考えた上で、そして行っていければというふうな考え方があるわけでもあります。人件費の問題、職員の雇用の問題もありますけれども、これもやはりその状況に合わせて進めていくということでもありますので、私はいわゆる基本となることは健全な財政運営をしていく中で、そしてできるだけ町民の皆さんへのサービスをやっていきたいと、実施をしていきたいという考え方でもあります。これからもそういったことをもとにして運営をしていきたいと、このように思っております。財政調整基金の21億円ほどの蓄えはありますけれども、これをやはり今町のほうで何が優先的に必要かということも十分踏まえた上で取り崩しも行っていくということは必要だというふうに思っております。今呂楽町全ての貯金、財政調整基金から社会教育施設建設基金、公共施設等整備基金ですとか全部含めると約46億円ほどの基金があるというふうに記憶しておりますし、そういったお金も大事に使う中で、そして安心して町民の皆さんに提供ができるような努力はこれからも進めていくというふうに思っておりますので、その時期的な中でいろんな問題も出てきますけれども、その問題をできるだけ解決するようにこれからも進めていきたいというふうに考えております。その状況に応じて、また議員の皆さんにもいろいろご指導とご協力をいただくということもあると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○神谷長平議長 大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 町長からいろいろなお話があったわけですが、1つには今までの継続的に、

いわゆる第六次総合計画を見ても少子高齢化、これが非常に大きなことで、邑楽町に限らず全国的にそういうことが言われているわけですが、基本中の基本といいますか、そこにやはり今邑楽町の状況を考えると、いろいろ不公平感とかという話になりますけれども、一番大変なところに、まずそこに手をつけていく、具体的に。私、今回の一般質問の中でも給食費の問題について取り上げさせてもらいますけれども、そのときに改めて町長とはお話をさせていただきますが、今回は補正予算ということなので、それに関連したことで発言をさせていただきましたけれども、常にそういう考え方で今後もやっぱり、あと2カ月後は町長選挙もありますよね。どなたが町長になられるか、そのときによって考え方も変わってくるのではないかと思うのですが、そういう点から考えてもやっぱり先行き、邑楽町の将来像をどう構築していくかということ考えた中での議論というのが大変必要なのではないかというふうに思い、これは答弁は要りません。

以上で私の発言を終わります。

○神谷長平議長 ほかに質疑ありますか。

塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 私は、この補正予算書の22ページ、低所得者向けプレミアム商品券事業について質問させていただきます。

これは子育て世帯、低所得者向けと3歳未満児の子供に対して、今回の消費税増税の支援としてやるということですが、子育て世帯のほうでは500人、それから全体では4,100人、邑楽町にいらっしゃるそうです。この間産業福祉常任委員会から全員協議会にかけて担当課長からお聞きしたことですと、まず通知を差し上げて、それから該当者の方から申請をいただいて、そして引きかえ券の交付になると。そして、使っていただくということなのですが、この低所得者の方たちがしっかりとこの支援を受けられるように、そして買い物しているときに実際レジに並んでいるときにこのプレミアム商品券を出したら、私は低所得者ですというのをレジのところで周りの後ろについている方にわかってしまうわけです。町長はこの辺について、この方たちの収入というのは誰にも知られずに使えるような方法というのをとらなくてはならないと思うのですけれども、ここのところの危惧はないかどうか、まずお尋ねします。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 このプレミアム商品券については、いわゆる低所得者向けと子育て世帯向けということになっております。国の厚生労働省のほうの考え方は、その子育て世帯の商品券と同質なものであるという考え方から、今低所得者についての危惧の問題についてはないだろうというような見解のようでもあります。また商品券については、今引きかえ券といいますか、申請を受け付けている状況でもありまして、全体で3,600人ほどに通知を差し上げたところ、これ8月22日現在ということでもありますけれども、430人ほどから申請があったということがあってもあります。これはあくまでも申請主義ということになっているようでもありますので、そういった啓蒙も図っていか

なければいけないのかなと思っておりますが、低所得者向けとのいわゆる個人情報の問題ということは、そういったことで心配ないだろうと、そのように思っております。

○神谷長平議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 今のお話ですと、全く個人情報は漏れないということでございますけれども、レジに並んでいて、私の心配は、またそこに戻ってしまうのですけれども、使っている人、この方は使えるのだ、私たちは使えないのだというふうに差別化されるわけです。そのところに私は危惧を持っているのです。国は今回の10%消費税増税に対しての支援だと言っているわけですがけれども、本当に低所得や子育てで困っている方たちがしっかりと使えないと、申請を受けてその方たちだけに交付する、申請することを知らないで、このプレミアム商品券があるというのを知らないでいる人たちにはこの恩恵を受けられないわけです。しっかりと宣伝もして、使えていく、そしてプライバシーも守る、それは商店のほうへの啓蒙も大切だと思うのですけれども、この商品券を出した方には速やかに、金券ですので、ずっとレジ担当の方たちができないと、レジのところでの券は何だ、何だなんて言っているようなことのないように、商店のほうも登録制でしたね、たしか。そうすると、商店のほうもしっかりとそのことを勉強して、この商品券持ってきた方には何の商品でも買えるということをししっかりと勉強しておいていただかないと、店員によってはこの商品券は何ですか、何ですかと、こうやって聞いていたら、持ってきた方がわかってしまうわけです。私は低所得者です、住民税非課税でございますということがわからないというか、そんなに大層なことではなく買い物がずっとすんなりとできる、そういう体制をつくっていただかないと、このプレミアム商品券を出した意味が消されてしまうと思うのです。そのところの周知徹底を商店にもしっかりとお願いして、それからこれは病院でも払える、それから薬局でも払えるというようなお話も聞いたのですけれども、その辺のところはどうなっているかということをお聞きしたいと思います。病院の支払いがこれでできるかどうかということについてお願いします。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 まず、利用するお店の問題ですけれども、これについては町内のお店ということで限定はされますけれども、商工会のほうにお願いをして、そしてそういった取り扱いをしますというような希望店というのですか、それをとっておりますので、今ご心配されたようなレジでの、あるいは買い物する場合でのいろんな問題というのは当然指導していただくということになりますから、そういうことがないように、また、町のほうからも商工会のほうにお願いをしたいというふうにいたします。

それから、今病院のほうでの利用はどうかということですが、それも利用は可能ということのようですので、広く利用が商品券が使えるということになりますので、ご利用いただければと、このように思います。

○神谷長平議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 わかりました。この間広報おうらに1回プレミアム商品券のことが載りました。これはプレミアム商品券が使える間、継続して広報していく必要があると思うのですけれども、そのところはしっかりと町民の皆様に見える、やっとこれがこのくらいの支援でしかないわけです。今度の10%で経済が失速してしまうだろうと言っている経済学者の方もいらっしゃいます。私たちの財布のひももすごくかたくなっています。まして、また10%への増税ですから、このところをしっかりと低所得者、または子育ての方たちの支援ということでしっかりとこれが有効に見えるように対策を練っていただきたいと思います。

終わります。

○神谷長平議長 ほかにございませんか。

原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 33ページ、第8款土木費、4目公園費、34ページの15節工事請負費、これが1,100万円を計上しております。これは、中央公民館の利用者向けの整備というふうに聞いております。したがって、公園からいわば公民館へというふうな用途変更でもあるかなと。駐車場ということでもありますから、用途変更ではあるかなと思います。したがって、このような重要案件について、議会にあらかじめ説明してあったのかどうか聞きたいと思います。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 原議員、担当する産業福祉常任委員会ということですが、都市建設課長のほうからそういったご質問についてお伺いをしなかったのでしょうか。せっかくのご質問なので、お答えしますけれども、この1,100万円の予算計上については、町のほうに協議があったかなかったかという話ではありますけれども、以前の議会の中で一般質問がありました。その中で有効にその土地が活用できるような考え方から、この補正予算に計上して実施をしたいというものでありまして、具体的には中央公園の管理棟がありますけれども、その北側が駐車場に今一部となっておりますけれども、新設をしたいというものであります。お尋ねの、先に町のほうで購入をいたしました土地については、現在のところいろんな工事の中で残土を置くことですか、いろいろ利用関係がありますので、そういったことに利用もしておりますし、またおうら祭ですとか、産業祭ですとか、そういった場合には仮の駐車場として利用するというので、この1,100万円についてはその部分についての考え方ではありませんので、そういった形でお答えをしたいと思います。

○神谷長平議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 私が聞いているのは、おうら中央多目的広場の東の駐車場用地として買った土地ではなくて、中央公園の管理棟のある北側のことなのです。今現在駐車場としてあるのは私が理解しているのは中央公園を利用する人たちの駐車場として私は理解していました。今回について中央公民館の利用者の駐車場が少ないということで、前回同僚議員がそういうふうな質問をしたと思うのです。それは、町がいろいろ検討した中で隣接しているということで駐車場にしようという

ことで今回補正予算を上げてきたと思うのです。その辺のことについて用途変更、中央公民館の利用者のための駐車場にするというふうな考えだと思うのです。そうしますと、用途変更という重要な問題ですよね。その重要な問題をこの議会に議長なり、産業福祉常任委員長なり、そういう人たちにあらかじめ話があったかということをお聞きしているのです。いかがでしょうか。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 その場所の使い道が変わったのかどうかというお尋ねですが、特に中央公園管理棟の北については、現時点でも一部駐車場として使っておりますし、それから現在では中央公民館ができたことによって駐車場としての利用頻度が高くなっているとか、いろいろ状況が変わっていることはそのとおりだと承知をしておるかと思えます。したがって特に専門的に駐車場として使う、使わないということについては、その土地の利用が用途変更をしなければそれができるのかできないのかということについては、特に制限はなくていいものだというふうには私は理解しております。ただ、以前公園をつくる時の計画では、中央公園管理棟の西については、いろいろ野外活動をするために利便性もつくったのではないかと、ということは承知しております。中央公園管理棟の北側の駐車場については特に用途変更をしなくても多くの皆さんに有効に活用していただくということでの整備ということをご理解いただきたいと思います。

○神谷長平議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 私が町にお願いしたいということは、そういうことではなくて、十分承知しているわけです。駐車場が足りないからここへつくるのだと、用途変更等々については別にそんな難しい手続は必要ないのだと、それはもう承知しています。これも産業福祉常任委員会の方に説明を受けて、これも産業福祉常任委員会の中でもこの件については承認していると思うのです。私が言いたいのは、たとえそういう細かな書類、手続が必要でなくてもこのようなときには議会の、先ほど言ったように議長なり産業福祉常任委員長なりにも、うわさ話ではないけれども、こんなことでやりたいので、こんなところで補正予算へ上げたいのだと、どうなのだというものを言ってほしかったということなのです。決してあそこを駐車場に利用するとかということについては反対はしません。議員も決してしないと思うのです。そうではなくて、そういうふうな話し合いがないから結局議会軽視ではないかというふうに言われることがあるわけです。こんなこと言われる必要がないわけです。ですから、今後についてもこのような予算計上するときにはあらかじめ話を通してほしいというのが私の要望です。

以上です。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 原議員のご質問の中に、今担当の課長のほうにも確認をしましたら、関係する産業福祉常任委員長にはこういった形で進めていきたいというようなお話もしてあるということでもあります。また、産業福祉常任委員会の中でも今言われたようなことは担当課長のほうでも説明をし

たということでもありますので、決して議会軽視をするような考え方はありませんので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○神谷長平議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 予算計上をして、審議をいただくときに説明をするのではなくて、この審議をする前にあらかじめ話をしてほしかったということが私の意見です。

それと、今町長が言われたように議長並びに産業福祉常任委員長にそれはあらかじめそれなりの話がしてあるというふうなお話ですが、議長並びに産業福祉常任委員長に聞きましたら、その話はないというふうな答えを私は聞いております。たとえ正式な産業福祉常任委員会だとかそういう話ではなくても、カウンター越しでもいいですから、そういう話が欲しかったというのが私の意見です。

以上です。

○神谷長平議長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第32号 令和元年度邑楽町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

これにて暫時休憩します。

〔午後 零時06分 休憩〕

---

○神谷長平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 1時00分 再開〕

---

◎日程第25 議案第33号 令和元年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算

○神谷長平議長 日程第25、議案第33号 令和元年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第33号 令和元年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,790万5,000円を追加し、予算の総額を33億4,865万円といたしたい次第であります。

歳入については、繰越金及び諸収入を増額するものであり、歳出については保険給付費及び諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第33号 令和元年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第26 議案第34号 令和元年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算

○神谷長平議長 日程第26、議案第34号 令和元年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第34号 令和元年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万2,000円を追加し、予算の総額を2億9,963万円といたしたい次第であります。

歳入については、諸収入及び繰越金の増額であり、歳出については後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第34号 令和元年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第27 議案第35号 令和元年度邑楽町介護保険特別会計補正予算

○神谷長平議長 日程第27、議案第35号 令和元年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第35号 令和元年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,439万2,000円を追加し、予算の総額を20億5,687万4,000円といたしたい次第であります。

歳入については国庫支出金、県支出金、繰入金及び繰越金の増額であり、歳出については総務費、地域支援事業費、諸支出金及び予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第35号 令和元年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第28 議案第36号 令和元年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算

○神谷長平議長 日程第28、議案第36号 令和元年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第36号 令和元年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ902万円を追加し、予算の総額を2億9,655万円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、国庫支出金及び繰越金の増額と繰入金の減額であります。歳出の主なものは、下水道費の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第36号 令和元年度呂楽町下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第29 議案第37号 令和元年度呂楽町学校給食事業特別会計補正予算

○神谷長平議長 日程第29、議案第37号 令和元年度呂楽町学校給食事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第37号 令和元年度呂楽町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ366万3,000円を追加し、予算の総額を2億3,462万5,000円といたしたい次第であります。

歳入については繰入金及び繰越金の増額と、学校給食事業収入の減額であり、歳出については学校給食センター費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第37号 令和元年度呂楽町学校給食事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

〔午後 1時11分 休憩〕

---

○神谷長平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 1時14分 再開〕

---

◎日程第30 認定第1号 平成30年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について

）

日程第35 認定第6号 平成30年度邑楽町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

○神谷長平議長 日程第30、認定第1号 平成30年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第35、認定第6号 平成30年度邑楽町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6件について一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 認定第1号 平成30年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成30年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成30年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成30年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成30年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成30年度邑楽町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度各会計決算につきましては、地方自治法の規定により、去る8月5日、6日の2日間にわたり、監査委員の審査に付しまして、別紙のとおり監査報告として意見書をいただいておりますので、議会の認定をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 次に、監査委員から報告願います。

増尾監査委員。

〔増尾榮一監査委員登壇〕

○増尾榮一監査委員 議長のお許しを得まして、監査報告を申し上げます。

この決算審査につきましては、去る8月5日、6日の2日間にわたりまして、関係課長の出席を求め審査を行ったところでございます。その結果につきましては、お手元に印刷配付のとおりであ

りますので、この意見書の朗読をもって報告にかえさせていただきたいと思いを。

### 平成30年度決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成30年度邑楽町一般会計歳入歳出決算、平成30年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成30年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成30年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成30年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成30年度邑楽町学校給食事業特別会計歳入歳出決算及び関係諸帳簿、証書類等を審査した結果については、下記のとおりであります。

#### 記

1. 審査期日 令和元年8月5日・6日
2. 審査対象
  - (1) 平成30年度邑楽町一般会計
  - (2) 平成30年度邑楽町国民健康保険特別会計
  - (3) 平成30年度邑楽町後期高齢者医療特別会計
  - (4) 平成30年度邑楽町介護保険特別会計
  - (5) 平成30年度邑楽町下水道事業特別会計
  - (6) 平成30年度邑楽町学校給食事業特別会計
3. 審査意見
  - (1) 一般会計

歳入総額	9,026,860,029円
歳出総額	8,622,825,359円
歳入歳出差引額	404,034,670円

平成30年度の一般会計決算額は、上のとおりであります。

歳入は、前年度決算額と比較して、3億336万円の減少となりました。町税、地方消費税交付金、繰入金等が増加した一方、国庫支出金、町債、繰越金等が減少したことによります。国庫支出金については、社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）が3億860万円、社会資本整備総合交付金（地域住宅等整備計画事業）が2,008万円減少したこと、町債は1億3,670万円減少したこと、繰越金は1億527万円減少したこと等によります。

町税収入は、前年度より1億1,165万円増加の38億846万円であり、歳入総額に占める構成比は、前年度より2.6%増加の42.2%となりました。なお、町税の不納欠損については、前年度より2,349万円減少の1,323万円の処理が行われ、収入未済額は前年度より2,509万円少ない2億6,775万円余りとなっています。収納率について、現年課税分で見ると平成28年度98.5%、平成29年度98.7%、平成30年度98.7%と推移しており収納の努力は認められるが、もう一段の成果の向上を図ることが必要と考えます。

歳出においては、予算総額88億5,158万円に対し、決算額は86億2,283万円で、執行率は97.4%となっております。前年度の執行率は98.2%であり、0.8%の減少となっております。今後も年度内に事業を完了できるよう一層の努力を求めます。

歳出総額は、前年度と比較して3億8,088万円の減少となっております。減少の主な要因は、中央公民館建設事業の減少や町道整備国庫補助事業の減少などで、教育費が4億283万円、土木費が6,158万円減少したためです。

平成30年度の一般会計の概要については、以上のとおりであり、実質単年度収支は2年ぶりの黒字となりました。町税、地方消費税交付金は増加したものの、地方交付税は減少し、衛生費、民生費は増加しています。また、少子高齢化、人口減少等の要因により今後も扶助費を中心に財政需要が増大していくと見込まれます。引き続き、各事業運営の改善や効率化をより一層推進されるよう要望します。

## (2) 国民健康保険特別会計

歳入総額	3,341,201,003円
歳出総額	3,172,312,179円
歳入歳出差引額	168,888,824円

平成30年度の国民健康保険特別会計決算額は、上のとおりであります。

国民健康保険加入者は、7,028人で前年度より357人（4.8%）減少しました。

歳入のうち国民健康保険税は7億3,198万円で前年度より1,710万円（2.3%）減少となりました。さらに、国民健康保険税の徴収率は、73.1%で前年度より0.5%増加させることができましたが、収入未済額は2億5,514万円余りと、いまだ多額に上っています。より一層の徴収強化に当たり、十分な成果が上がるよう工夫と努力を強く望みます。

平成30年4月より市町村国保は都道府県広域化となったことから、勘定科目、予算の執行方法を含め、大幅に変更となっており、国庫支出金については皆減となり、国庫支出金を含めた県支出金による歳入となりました。

一般会計繰入金金は2億1,174万円で前年度より1,679万円（8.6%）増加、繰越金は1億9,662万円で前年度より4,259万円（27.7%）増加となっております。

歳出のうち、保険給付費は21億668万円で1億694万円（4.8%）減少しましたが、総額の66.4%を占めています。

国民健康保険事業は、持続可能な運営を目指し、平成30年4月から都道府県広域化となりました。今まで以上に全ての保険者に被保険者の疾病予防・健康増進対策を効率的に実施することが求められています。

また、第2期データヘルス計画、第3期特定健康診査等実施計画をもとに、健康課題に効果的な事業を保健センターと連携して行い被保険者の疾病予防・健康増進に努めるとともに、医療費適正

化の諸事業を推進し、国民健康保険事業が健全に運営されますよう強く希望いたします。

(3) 後期高齢者医療特別会計

歳入総額	296,244,175円
歳出総額	295,039,736円
歳入歳出差引額	1,202,439円

平成30年度の後期高齢者医療特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入のうち後期高齢者医療保険料は2億2,694万円で前年度より2,168万円(10.6%)増加しました。さらに後期高齢者医療保険料の徴収率は98.4%となっています。繰入金は6,683万円で前年度より338万円(5.3%)増加しました。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金2億9,161万円で前年度より2,331万円(8.7%)増加、歳出全体の98.8%を占めています。

後期高齢者医療制度は、事業主体が広域連合であり、現時点では財政的に大きな負担となっていませんが、今後とも事業の推移を注意深く見守っていく必要があります。

(4) 介護保険特別会計

歳入総額	2,067,648,558円
歳出総額	2,013,430,704円
歳入歳出差引額	54,217,854円

平成30年度の介護保険特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入のうち介護保険料は5億5,771万円で前年度より2,359万円(4.4%)増加、歳入全体の27.0%を占めています。国庫支出金が3億6,165万円で前年度より1,342万円(3.9%)増加、支払基金交付金が5億509万円で前年度より1,761万円(3.6%)増加、一般会計繰入金が2億9,787万円で前年度より958万円(3.3%)の増加でした。

歳出においては、保険給付費が17億8,136万円で前年度より1億744万円(6.4%)の増加、歳出全体の88.5%を占めています。新たに計画された第7期介護保険事業計画の目標である、町の地域資源を有効に活用しながら、在宅医療・介護連携等の取り組みや介護予防・生活支援サービスの基盤整備など、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた施策を展開し、地域包括ケアシステムの構築を目指し、各種事業を推進することを望みます。

(5) 下水道事業特別会計

歳入総額	275,400,192円
歳出総額	259,789,683円
歳入歳出差引額	15,610,509円

平成30年度の下水道事業特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入のうち他会計繰入金は1億4,743万円で前年度より1,194万円(8.8%)増加、使用料は7,542万

円で前年度より305万円（4.2%）増加となりました。使用料の徴収率は、95.7%で前年度より0.2%増加となりました。また、負担金は、311万円の前年度より346万円（52.7%）と大幅減少となりました。負担金については、収入未済額541万円を含め、債務者との十分な話し合いが必要と考えます。徴収率の向上に一層努力されるよう強く望みます。

歳出のうち下水道費は1億1,697万円の前年度より3,371万円（40.5%）増加、公債費は1億4,282万円の前年度とほぼ同額でした。

下水道整備には多額の事業費を要します。これからは整備済み管路等の維持補修経費の増加が予想されます。そのため、今後とも特定財源の確保に十分努め、下水道の長期計画と財政との調整を十分図りつつ、効率的で効果的な施設整備を行うことを望みます。

(6) 学校給食事業特別会計

歳入総額	233,753,408円
歳出総額	231,322,495円
歳入歳出差引額	2,430,913円

平成30年度の学校給食事業特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入のうち学校給食事業収入は1億1,303万円の前年度から418万円（3.6%）減少、一般会計繰入金は1億1,703万円の前年度から104万円（0.9%）減少しました。

歳出のうち学校給食センター費は2億1,998万円の前年度から522万円（2.3%）減少しました。学校給食センター費のうち、1億2,454万円が給食の材料に充てられる賄い材料費で、歳出全体の53.9%を占めています。

今年度は、1日当たり2,463食を提供しました。また、地場産農産物も10品目3万7,759キログラムを使用しております。給食センターの目標である「安全で安心して食べられるおいしい給食の提供」が十分達成されることを期待しております。

一般会計及び各特別会計を通じて、審査に付された決算書等は、法令に準拠し、関係諸帳簿、証書類も適正に保管されており、計数的にも正確であったことを認めます。

令和元年8月15日

邑楽町長 金子正一様

邑楽町監査委員 増尾 榮 一

邑楽町監査委員 高澤 透

以上で決算審査の報告を終わります。

○神谷長平議長 ただいま提案説明及び監査委員からの報告を終了しました。

お諮りします。ただいま議題となっております平成30年度各会計の決算認定の件につきましては、後日それぞれの常任委員会を開催後改めて審議したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱うことにします。

---

◎延会の宣告

○神谷長平議長 以上で本日の日程は終了しました。

明日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて延会します。

お疲れさまでした。

[午後 1時39分 延会]